

平成 2 7 年度 雇用施策実施方針

平成 2 7 年 4 月

岐 阜 労 働 局

平成27年度 雇用施策実施方針

目次

第1	趣旨	1
第2	平成27年度の主な雇用施策	
1	求職者への総合支援	1
	(ア) 岐阜県総合人材チャレンジセンターにおける連携の強化	
	(イ) 地域の人材育成ニーズに対応した人材育成の取組支援	
2	若年者に対する就労支援	2
	(ア) 中小企業の人材確保支援・若年者の雇用推進	
	(イ) 大学生等や高校生向けの合同企業説明会の開催	
	(ウ) 若年者支援のためのワンストップサービス事業の実施	
3	高齢者の就労促進	4
	(ア) シルバー人材センター事業の推進	
	(イ) 生涯現役社会実現事業の実施	
4	障がい者の就労促進	5
	(ア) 障がい者の職場実習における協力体制の強化	
	(イ) 「働きたい！応援団ぎふ」登録制度の普及啓発	
	(ウ) 特別支援学校高等部生徒を対象とした就労支援事業の強化	
5	女性の活躍促進	6
	(ア) 女性が活躍できる職場環境の整備	
6	地域に応じた良質な雇用機会の確保・創出	7
	(ア) 「地域しごと創生プラン」の推進	
	(イ) 人手不足分野（介護・医療・保育職種）の人材確保	
7	生活困窮者等に対する就労支援の抜本強化	8
	(ア) 生活保護受給者等就労自立促進事業の実施	
8	働きやすい職場の実現	8
	(ア) 「働き方改革」の推進	
	(イ) 最低賃金の引上げのための環境整備	
9	外国人に対する就労支援	9

(ア) 外国人労働者の適正な雇用の推進

第 1. 趣旨

この雇用施策実施方針は、雇用対策法施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号）第 13 条第 1 項に基づき、岐阜労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を岐阜県知事の意見を聞いて定めたものであり、当該施策と岐阜県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関係の下に円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

岐阜労働局では、地域の状況を踏まえて、以下の施策について地方自治体と連携することにより、効果的・一体的に実施する。

第 2. 平成 27 年度の主な雇用施策

1 求職者への総合支援

(ア) 岐阜県総合人材チャレンジセンターにおける連携の強化

内容：岐阜県が行う生活・就労相談業務等と国が行う職業相談業務・職業紹介業務等を一体的に実施して、求職者等の生活安定の確保と再就職の促進を図る。

実施場所は、岐阜県シンクタンク庁舎、JR 岐阜駅アクティブ G、JR 多治見駅前プラザ・テラとする。

岐阜労働局が実施する業務

- ・ 職業相談・職業紹介、公的職業訓練情報の提供・訓練相談及び雇用保険受給窓口に関する案内相談を行う。

岐阜県が実施する業務

- ・ 生活・就労相談、県内企業への就職の促進、委託訓練受講者に対する就職支援・職業紹介業務の他、セミナー等就職支援業務を行う。
- ・ 求人先等開拓業務を行う。

(イ) 地域の人材育成ニーズに対応した人材育成の取組支援

内容：将来の地域に必要な人材育成といった観点を含め、地域の人材育成ニーズや対象者の特性を反映した訓練コースの設定に努め、ジョブ・カードを活用した職業訓練を実施し、人材育成を図る。

また、ハローワークにおいては、企業に対し、有期実習型訓練などの雇用型訓練の活用を積極的に働きかけるとともに、就職するために

公的訓練を必要とする者への適切な受講あっせん、訓練受講中の者や訓練修了者への就職支援を関係機関と連携の上、積極的に行う。

岐阜労働局が実施する業務

- ・岐阜県、独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構等と連携を図り、地域の訓練ニーズの把握・共有、適切な受講あっせんに取り組むとともに、就職状況等を共有して、訓練修了者への積極的な就職支援を行う。

また、岐阜県地域訓練協議会等の場を活用し、公共訓練と求職者支援訓練の一体的な計画の策定を検討するなど、効果的な訓練コースの設定に取り組む。

- ・岐阜県地域ジョブ・カード運営本部会議の場を活用し、見直し後の新たなジョブ・カードを含むジョブ・カードの活用、普及を促進するため、業界団体、教育機関などの関係者に対して、ジョブ・カードの役割、活用方法等を説明し、理解を求めるとともに、活用を働きかける。

岐阜県が実施する業務

- ・岐阜労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構等と連携し、地域の訓練ニーズを考慮して、公共職業訓練を設定・実施するとともに、ハローワークが訓練実施機関と連携して行う公共訓練修了者への就職支援を連携して行う。

2 若年者に対する就労支援

(ア) 中小企業の人材確保支援・若年者の雇用推進

内容：岐阜新卒者就職応援本部会議、若年者雇用問題検討会議、岐阜県高等学校就職問題検討会議を通じ、関係各機関における若年者の就労支援情報の共有等により、中小企業の人材確保支援及び若年者の雇用推進を図る。

岐阜労働局が実施する業務

- ・岐阜新卒者就職応援本部会議、若年者雇用問題検討会議を開催し、岐阜県及び関係機関に対し、「若者応援宣言企業」及び新たに創設が予定されている厚生労働大臣が中小企業を認定する制度について積極的に周知を図るとともに、若者の安定雇用・長期的育成推進の協力を依頼する。
- ・岐阜県等が行う新卒者等に対する支援業務に協力する。

- ・ 岐阜県高等学校就職問題検討会議を通じて、岐阜県及び関係機関に対し、高等学校卒業者への就職に係る推薦、選考開始時期等の遵守について協力を依頼する。

岐阜県が実施する業務

- ・ 新卒者等に対する就職支援を通じて県内中小企業への就職を促進する。
- ・ 岐阜労働局が行う「若者応援宣言企業」の周知及び厚生労働大臣が中小企業を認定する制度が新たに創設された際には積極的にPRを行う等、若者の採用・育成等の若年者雇用対策に協力する。

(イ) 大学生等や高校生向けの合同企業説明会の開催

内容：未内定者を対象とした岐阜県・岐阜県教育委員会等と岐阜労働局の共催による合同企業説明会を開催し、企業と新卒者等との出会いの場を提供する。

岐阜労働局が実施する業務

- ・ 大学生等や高校生を対象とした合同企業説明会を岐阜県・岐阜県教育委員会等と共催で企画し、開催する。
- ・ 学卒ジョブサポーターを通じた大学等への周知や岐阜県教育委員会との連携により県内高等学校への周知を行う。

岐阜県が実施する業務

- ・ 岐阜労働局との共催により大学生等や高校生を対象とした合同企業説明会を企画・開催する。

(ウ) 若年者支援のためのワンストップサービス事業の実施

内容：岐阜県が設置する、若年者に対する幅広い支援サービスをワンストップで提供するセンター（通称「ジョブカフェ」という。）との連携を図り、地域の企業、学校等との幅広い連携・協力の下、地域の実情に応じた効果的な若年者雇用対策を推進する。

岐阜労働局が実施する業務

- ・ 若年失業者やフリーター等の若者を広く対象に、若年労働者の早期離職を防止するとともに、安定した雇用に結びつけることを目的とし、地域の実情を踏まえ、適切と認められる民間団体に対し若年者地域連携事業を委託する。

岐阜県が実施する業務

- ・ 若年者地域連携事業において実施する事業内容について、岐阜労働局と調整を行う。

- ・若年者の採用拡大を図るための事業内容の周知広報を積極的に行うとともに、若年者に対する就職支援を行う。

3 高齢者の就労促進

(ア) シルバー人材センター事業の推進

内容：高齢期における就業意欲等の多様化に対応した、様々な就業機会等の確保提供を行う。

岐阜労働局が実施する業務

- ・（公社）岐阜県シルバー人材センター連合会と協力して、各拠点シルバー人材センターに対し、事業の活性化、適正就業・安全就業について指導援助を行う。
- ・岐阜県や各自治体及び各拠点シルバー人材センターとの連携体制を強化し、シルバー人材センター事業の促進を図る。

岐阜県が実施する業務

- ・労働局と連携して、（公社）岐阜県シルバー人材センター連合会の実施するシルバー人材センター事業を支援する。

(イ) 生涯現役社会実現事業の実施

内容：生涯現役社会実現のため、生涯現役社会実現環境整備事業、高齢者就労総合支援事業等を実施する。

岐阜労働局が実施する業務

- ・高齢期における就業ニーズの多様化に対応するため、高齢者就労促進連絡会議を開催し、関係団体との連携を図る。
- ・シニアワークプログラム地域事業について、就職・一般就労への支援を行う。
- ・高齢期を見据えた職業生活設計等が行えるよう「生涯設計セミナー」、「相談援助業務」等を民間団体に委託して行う。
- ・高齢者総合相談窓口において、就労支援や生涯設計就労プランの策定等に係る相談・援助の実施と「生涯設計セミナー」への受講勸奨等を行う。

岐阜県が実施する業務

- ・高齢者の労働力を活かすため、国の委託訓練制度を活用し、関係機関と連携しながら、高齢人材の育成や就労促進に取り組む。

4 障がい者の就労促進

(ア) 障がい者の職場実習における協力体制の強化

内容：福祉施設や特別支援学校において、一般雇用に向けた就労支援の一環として、雇用前の職場実習の取組を行っているところが多くみられることから、ハローワークの有する地域の事業所とのネットワークを活かし職場実習可能事業所の開拓を行う。

岐阜労働局が実施する業務

- ・ 職場実習先の開拓、確保を行う。
- ・ 実習可能事業所の情報提供を行う。

岐阜県が実施する業務

- ・ 職場実習先の開拓、確保を行う。
- ・ 障がい者チャレンジトレーニング事業を実施する。
- ・ 障がい者就労支援圏域ネットワーク事業を実施する。

(イ) 「働きたい！応援団ぎふ」登録制度の普及啓発

内容：特別支援学校卒業後、一般企業等に就職して自立したいと考えている生徒が多くいることを踏まえて、障がいがあっても、地域で働き、地域に貢献することができる人材を育成するため、学校と企業が一体となって職業教育・就労支援を進める「働きたい！応援団ぎふ」への参加登録を依頼する。

岐阜労働局が実施する業務

- ・ 新規学卒者求人説明会での「実習受入れに関するアンケート」の実施及び「障がい者就職合同面接会」参加案内による「実習受入れ意向」の確認、また、ハローワーク求人窓口での「実習受入れ」登録の依頼を行う。
- ・ 職場実習先の開拓、確保を行い、岐阜県に実習可能事業所の情報を提供する。

岐阜県が実施する業務

- ・ 登録企業の開拓を行う。
- ・ 参加申込受理、登録、登録証の発行を行う。
- ・ 各特別支援学校が実習先事業所との連絡、調整を行う。
- ・ 取組内容の紹介、推進企業の表彰を行う。

(ウ) 特別支援学校高等部生徒を対象とした就労支援事業の強化

内容：（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構岐阜障害者職業センターと連携を図り、生徒の円滑な就職及び職業生活への移行に向けた効

果的な支援に努める。

岐阜労働局が実施する業務

- ・ 就労支援セミナーや事業所見学会を開催し、併せて岐阜労働局が委嘱している障害者就労アドバイザーによる助言を行う。
- ・ 職場実習のための事業所面接会を開催する。
- ・ 地域の関係機関と連携した「チーム支援」を実施する。

岐阜県が実施する業務

- ・ 「働きたい！応援団ぎふ」を推進する。
- ・ 岐阜県障がい者技能競技大会（アビリンピック）を開催する。
- ・ 特別支援学校卒業生の状況やニーズを把握して、就労・定着支援を行う。
- ・ 障がい者の委託訓練（特別支援学校早期訓練コース）を実施する。

5 女性の活躍促進

（ア）女性が活躍できる職場環境の整備

内容：女性が子どもを産み、育児休業を取得しても、キャリアを中断されることなく活躍できる企業を増やすためにポジティブ・アクションの取組み及び仕事と家庭との両立支援制度の周知・啓発により職場環境の整備を促進する。

岐阜労働局が実施する業務

- ・ 男女雇用機会均等法の周知・徹底を図るとともに、ポジティブ・アクションに取り組む事業主に対する支援（助成金の支給、情報提供、均等・両立推進企業表彰の実施）を行う。
- ・ 育児・介護休業法に基づき、非正規雇用者も含め、仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主に対する支援（「育休復帰支援プラン」の策定支援、情報提供、助成金の支給等）を行う。
- ・ 改正次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定、認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定）に向けた働きかけを行う。
- ・ 改正パートタイム労働法の周知・徹底、職務分析・職務評価の導入支援等によりパートタイム労働者と通常の労働者との均等・均衡待遇の確保を図り、正社員転換を推進するための取組を促進する。
- ・ 「岐阜県子育て支援エクセレント企業」認定制度の周知・啓発を行う。
- ・ 「働き方改革」の実現に向けて岐阜県と連携し、地域の企業トップ等に対し、働き方改革に取り組むよう働きかける。

岐阜県が実施する業務

- ・仕事と家庭の両立ができる子育て環境の整備を行う。
- ・企業経営者や人事担当者の意識改革を図る。
- ・「岐阜県子育て支援エクセレント企業」の拡大促進により、仕事と家庭の両立の機運の醸成を図る。
- ・ポジティブ・アクションの取組について普及・啓発を行う。
- ・岐阜労働局と連携し、地域企業のトップに対し、女性の活躍推進に取り組むよう働きかける。
- ・育児・介護休業法の周知、制度を利用しやすい環境の整備・促進、再雇用制度の導入促進を図る。
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定・届出、認定（くるみん認定）制度の周知・啓発を行う。

6 地域に応じた良質な雇用機会の確保・創出

（ア）「地域しごと創生プラン」の推進

内容：少子高齢化・人口減少に対応し、地域の特性を生かした魅力ある就業の機会を創出する。

岐阜労働局が実施する業務

- ・職業相談、職業紹介を実施する。
- ・地域の産業・事業所ニーズの把握と分析を行い、情報提供を行う。
- ・「地域しごと支援センター」との連携を図る。

岐阜県が実施する業務

- ・Uターン、Iターン希望者に対する企業説明会を行う。
- ・受託機関による無料職業紹介等事業を実施する。
- ・「地域しごと支援センター」の運営を行う。

（イ）人手不足分野（介護・医療・保育職種）の人材確保

内容：介護分野、医療分野、保育分野において、人手不足は顕著であり、岐阜県及び岐阜県の受託機関との連携のもと各分野の人材確保を図る。

岐阜労働局が実施する業務

- ・福祉人材コーナー（ハローワーク岐阜）で福祉関係の職業相談・職業紹介を実施する。
- ・介護分野への就職希望者に対する就職支援セミナーを開催する。
- ・介護就職デイ（ミニ面接会）・介護事業所説明会を開催する。

岐阜県が実施する業務

- ・受託機関等により、無料職業紹介・啓発事業を実施する。
- ・潜在求職者を掘起すため、潜在有資格求職者の就職意欲喚起セミナー開催等の事業を実施する。
- ・医療勤務環境改善支援センターにより、医療機関における勤務環境の改善を支援する。
- ・岐阜県福祉人材総合対策センターにより、ハローワークにおいて相談事業を実施する。
- ・岐阜県保育士・保育所支援センターや岐阜県保育研究協議会により、潜在保育士の相談・研修、保育従事者研修を開催する。

7 生活困窮者等に対する就労支援の抜本強化

(ア) 生活保護受給者等就労自立促進事業の実施

内容：生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅確保給付金受給者及び生活保護の相談・申請段階等の生活困窮者を対象に、就労支援の強化を図る。

岐阜労働局が実施する業務

- ・岐阜県及び地域単位に生活福祉・就労支援協議会を開催し、就労支援の目標や役割分担等を定めた協定を地方自治体との間で策定・締結する。
- ・地方自治体でのハローワークの常設窓口の設置や巡回相談等により、生活困窮者への早期支援や求職活動状況の情報提供・共有を行う。
- ・第二のセーフティネット支援施策及び住居・生活支援窓口等の利用促進、関連施策への誘導を行う。

岐阜県及び各市が実施する業務

- ・自立相談支援機関において、包括的かつ伴走型の就労・生活支援を行う。
- ・岐阜県及び地域単位の生活福祉・就労支援協議会に参加し、就労支援の目標、役割分担、支援方法等を協議する。
- ・生活保護受給者等相談・支援段階のボーダー層を重点に、ハローワークへの支援要請、就労支援チームによる就労支援を実施する。
- ・支援対象者にかかる求職活動状況について、ハローワークと情報共有を行う。

8 働きやすい職場の実現

(ア)「働き方改革」の推進

内容：労働者の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進等の「働き方改革」を進める。

岐阜労働局が実施する業務

- ・「岐阜労働局 働き方推進本部」の会議を開催する。
- ・「働き方改革」の実現に向けて岐阜県と連携し、地域の企業トップ等に対し、働き方改革に取り組むよう働きかける。
- ・労働基準部監督課に配置されている「働き方・休み方コンサルタント」を活用し、仕事と生活の調和を推進する。
- ・「はつらつ職場づくり宣言」を普及する。
- ・「岐阜県子育て支援エクセレント企業」認定制度の周知・啓発を行う。

岐阜県が実施する業務

- ・「働き方改革」の実現に向けて岐阜労働局と連携し、地域企業トップに対し、働き方改革に取り組むよう働きかける。
- ・「岐阜県子育て支援エクセレント企業」の拡大促進により、仕事と家庭の両立の機運の醸成を図る。

(イ) 最低賃金の引上げのための環境整備

内容：最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援として、経営・労務の専門家の派遣等を行うとともに、労働能率増進による賃金の引上げを行う中小企業・小規模事業者の取組に対し、助成を行う。

岐阜労働局が実施する業務

- ・最低賃金についての幅広い周知を行う。
- ・労働能率増進による賃金の引上げを行う中小企業・小規模事業者の取組に対し、助成を行う。
- ・経営、労務の専門家の派遣等を行う。

岐阜県が実施する業務

- ・最低賃金についての幅広い周知を行う。

9 外国人に対する就労支援

(ア) 外国人労働者の適正な雇用の推進

内容：外国人雇用状況届出制度の徹底を図るとともに、外国人労働者の

雇用管理改善の促進及び再就職援助のための指導等を計画的・機動的に行う。

岐阜労働局が実施する業務

- ・ 外国人の就労支援
- ・ 外国人を正社員として雇用する企業の求人開拓
- ・ 外国人指針に基づく雇用管理改善指導
- ・ 企業への周知、啓発
- ・ 日系人就労準備研修の開催

岐阜県が実施する業務

- ・ 外国人の生活支援
- ・ 外国人労働者等受入企業連携推進協議会の開催